

## 第 8 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和2年8月24日 午後3時00分から4時20分
- 2 開催場所 音更町役場3階 特別会議室
- 3 出席者

### 委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	貞 廣 渉	出席	11	飯 尾 誠	出席
2	土 田 純 雄	出席	12	辻 和 義	出席
3	松 川 博	出席	13	平 尾 秀 元	出席
4	安 田 敏	出席	14	茂古沼 憲 宏	出席
5	茂古沼 美 則	出席	15	高 野 春 夫	出席
6	林 雅 浩	出席	16	石 川 清 光	出席
7	田 守 康 浩	出席	17	鈴 木 賢	出席
8	石 王 雅 士	出席	18	白 川 勝	出席
9	久 保 靖 彦	出席	19	田 守 文 夫	出席
10	大 西 忠 義	出席			

### 事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	福 井 明 宏
農 地 振 興 係 長	小 川 健 太 郎
農地振興係主任専門員	白 戸 智 明
農 地 振 興 係 主 事	笹 原 貴 彦

- 4 議事録署名委員
  - 3番 松川 博 委員
  - 4番 安田 敏 委員

### 5 付議した議案等

- 報告第1号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第3号 地目変更登記に係る釧路地方法務局帯広支局登記官からの照会について
  
- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について
- 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第6号 土地の現況証明願について
- 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決

定について  
議案第8号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて

6 議事

(開会 午後3時00分)

議長 ただ今から、令和2年第8回音更町農業委員会総会を開催いたします。  
ただ今の出席委員は19名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議事録署名委員は、3番 松川委員、4番 安田委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

報告第1号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第1号第1項から第7項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

5番 第7項の案件につきまして、少し補足説明をさせていただきたいと思います。売買金額がこのようになっている理由といたしまして、土地の所在が高倉地区から上然別地区に下りていく北傾斜であることと、面積につきまして、4町3反のうち、実際に耕せる面積が3町2反ほどであるということを加味した上での金額となっております。以上です。

議長 他に、質問等、ご意見はございませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第1号を終了いたします。

次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第2号第1項から第3項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第2号を終了いたします。

次に、報告第3号「地目変更登記に係る釧路地方法務局帯広支局登記官からの照会について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第3号朗読、説明)

本件につきましては、農林水産省からの通知により、登記地目の変更申請がされた

際に農地転用許可書や非農地証明書が添付されていない場合、法務局は農業委員会に現況地目の確認等について照会して、農業委員会はこれに速やかに回答することとされており。

今回、町内の土地について、登記地目を畑から宅地に変更するため地目変更登記申請がされたことにより、法務局より農業委員会に照会があったものについて、照会された日から2週間以内に回答することとなっていることから、総会に諮ってから回答することができないものについては、事務局長名で回答したものについて次の総会で報告するものとされているため、報告するものになります。

現地調査については、地区担当委員と事務局職員で実施しており、現況地目は非農地であることを確認してきていることを申し添えます。以上、報告とさせていただきます。

議 長 報告第3号の案件につきましては、現地調査が行われています。  
石王委員から調査報告をお願いいたします。

8 番 事務局とともに現地を見てまいりました。「調査書」の3ページを見ていただければわかりますとおり、共栄コミュニティセンターの北側にあります区画された住宅地の一角でございます。現状は、建物は建っておらず雑種地で非農地でありました。以上です。

議 長 石王委員から、現地調査の報告がございました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 なければ、報告第3号を終了いたします。  
次に、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第1号第1項朗読、説明)

本件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

なお、第1項につきましては、後ほど議案第5号で農地法第5条の規定による許可申請がございます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第1号第1項について、要件を満たしているということよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項については、要件を満たしていると確認いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第2号第1項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の4ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま  
す。以上です。

議 長 議案第2号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
飯尾委員から、調査報告をお願いいたします。

11番 ただ今の案件についてご報告いたします。8月13日に現地調査をいたしました。  
譲受人にお話を伺ったところ、ご本人は50歳、譲渡人であるお父様は81歳という  
ことで親子間の贈与を行いたいということでございます。何ら問題はないと思われま  
す。以上です。

議 長 飯尾委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ  
んか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第2号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしい  
ですか。

委 員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定  
いたします。

続きまして、議案第2号第2項の件を議題といたします。事務局から説明を求めま  
す。

事務局長 （議案第2号第2項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の4ページの「農地法第3条調査  
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま  
す。以上です。

議 長 議案第2号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
白川委員から、調査報告をお願いいたします。

18番 今月の12日に譲受人にお話を伺ってまいりました。こちらの畑ですが、今まで20  
年近く借りていたということですが、今回、売買というお話となりました。売買金額に  
つきましては、地区の平均的な価格でございますので妥当な金額であると思われま  
す。以上です。

議 長 白川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ  
ん

か。

委員 (全員なし)

議長 議案第2号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第2項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の5ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま  
す。以上です。

議長 議案第3号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
安田委員から、調査報告をお願いいたします。

4番 先日、この2筆について確認をいたしました。数年前から土地の整理を進めていた  
親族からの相続に関わっての案件でございます。現状に合わせて分筆された畑の縁ま  
わりの土地について、今回、契約を結ぶものでございます。賃貸料につきましては、  
こちらの地区の基準からみても妥当であると思われま  
す。以上です。

議長 安田委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ  
んか。

委員 (全員なし)

議長 議案第3号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで  
すか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項について、申請のとおり許可することに決定  
いたします。

続きまして、議案第3号第2項の件を議題といたします。第2項については、林委  
員に関する事案でありますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、  
議事参与の制限となります。第2項を審議する前に、林委員退席のため暫時休憩といた  
します。

(休憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。議案第3号第2項を議題といたします。  
事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の5ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われ  
ます。以上です。

議 長 議案第3号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
安田委員から、調査報告をお願いいたします。

4 番 字東音更の1筆、字東和の2筆合わせて3筆について確認をいたしました。貸主が  
来年、離農することに伴ってのことと伺っております。所有している農地の一部につ  
いて、今回の借主が経営規模拡大のために農地法3条に基づいての賃貸借というこ  
とでございます。賃貸料につきましても地元の状況を考慮しまして問題はないと思われ  
ます。以上です。

議 長 安田委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ  
んか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしい  
ですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第2項について、申請のとおり許可することに決定  
いたします。  
林委員入室のため、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続きまして、議案第3号第3項及び第4項については、関連がありますので、一括  
して議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第3項及び第4項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の6ページの「農地法第3条調査  
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われ  
ます。以上です。

議 長 議案第3号第3項及び第4項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
林委員から、調査報告をお願いいたします。

6 番 貸主が、来年、離農することに伴いまして、所有している農地の一部を同地区内で営農している第3項及び第4項の借主が経営規模拡大のために3条での賃貸借契約をするための申請でございます。何ら問題はないと思われれます。以上です。

議 長 林委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第3項及び第4項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第3項及び第4項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第1項朗読、説明)

本件につきましては、申請者は、大型の農作業機械を収納する格納庫が不足してきており、新たに機械等を収納する格納庫の建設を計画するもので、現在の宅地内では建設敷地が不足するため、作業効率や農地への影響を考慮し、隣接する本申請地に建設を計画するものです。

申請地については、別添「調査書」の7ページから14ページにあるとおりで、1,772.70平方メートルの転用になります。

立地基準につきましては、「調査書」の7ページにあるとおり、農用地区域内農地であり、転用は原則不許可な土地ですが、農業用施設の建設のため、農地法第4条第6項のただし書きの例外許可事由にあたると思われれます。

一般基準につきましては、「調査書」の8ページから10ページにあるとおりで、資力・信用力については、事業費と同等の融資証明書が金融機関から提出されております。

また、転用することによって、付近の農地には被害を及ぼすおそれはないと思われれます。以上です。

議 長 議案第4号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。大西委員から調査報告をお願いいたします。

10番 5月1日に事務局とともに現地確認をしてまいりました。ただ今、事務局からの説明にありましたように、農機具の大型化に伴い収納する場所が足りなくなったということでございます。格納庫を建設する場所につきまして、住宅まわりとなりますと、申請された場所が最も有効な場所であると思われれます。以上です。

議 長 大西委員から、現地調査の報告がございました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第4号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第5号第1項朗読、説明)

本件につきましては、申請者は酪農業を営んでいて、搾乳ロボットの導入による規模拡大で飼養頭数が増加したため、新たに糞尿処理施設を増設する必要があることから、スラリートンク等の増設を検討するにあたり、糞尿を処理したあとに液肥として圃場へ散布するための利便性と農地への影響が最小限となるよう本申請地に建設を計画するものです。

申請地については、別添「調査書」の15ページから20ページにあるとおりで、7,581平方メートルの転用になります。

立地基準につきましては、「調査書」の15ページにあるとおり、農用区域内農地であり転用は原則不許可な土地ですが、農業用施設の建設のため農地法第5条第2項のただし書きの例外許可事由にあたると思われま

す。一般基準につきましては、「調査書」の16ページから17ページにあるとおり、資力・信用力については、事業費と同等の融資証明書が金融機関から提出されております。

また、転用することによって付近の農地に被害を及ぼすおそれはないと思われま

す。なお、今回、総会に諮りご了解いただければ、北海道農業会議へ意見を聴取するものであり、北海道農業会議の了解ののち許可することになります。以上です。

議長 議案第5号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。高野委員から調査報告をお願いいたします。

15番 先月にも、本件の申請者はバンカーサイロの増設ということで農地の転用をいたしました

が、今回はスラリーストアと飼料置場ということでございます。「調査書」20ページの図面を見ていただくとわかりますとおり、先月のバンカーサイロは3年ほど前に建てられたロボット牛舎を基準といたしまして南側、今回申請のスラリートンクと飼料置場は牛舎の西側に計画しております。こちらは若干、面積が大きいように見えますが、将来的に牛舎の増築を考えており、スラリーストアはそう簡単に動かすことができないため、牛舎の増築を含めた計画をもとにここに建設することを決めたということでございます。糞尿と雑排水、両方ともここに置いてスラリーストアから道路の方に出て行って各畑に散布したいと希望しております。作業動線と将来の牛舎の増築を考えた中で許可相当であると判断しております。以上です。

議長 高野委員から、現地調査の報告がございました。みなさんから、ご意見等ございま



せんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第5号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第5号第2項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第5号第2項朗読、説明)

本件につきましては、申請者は既存住宅の建替えにあたり、農作業効率を良くするため、現在市街地に居住する後継者家族も含めた3世代住宅の建設を計画しており、北側の隣接地に物置・車庫とともに建設をするものです

申請地につきましては、別添「調査書」の21ページから26ページのとおりで、1,644.82平方メートルの転用です。

立地基準につきましては、「調査書」の21ページにあるとおり、第1種農地であり、転用は原則不許可な土地ですが、「音更農業振興地域整備計画」のマスタープランで位置づけられる農業後継者住宅であり、現在の宅地内では建設できるスペースが無いため、現宅地に隣接して農地への影響が最小限である本申請地に建設するものであり、農地法施行規則第38条及び第39条第1項の例外許可事由にあたると思われ

ます。一般基準につきましては、「調査書」の22ページから23ページにあるとおり、資力・信用力については、事業費と同等の融資証明書が金融機関から提出されております。

また、転用することによって付近の農地に被害を及ぼすおそれはないと思われ

議長 議案第5号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。

白川委員から調査報告をお願いいたします。

18番 こちらの土地は、11月に現況証明の申出があった時に事務局とともに現地の確認を行っておりますが、8月20日に再確認をいたしました。土地の所有者であるお父様と転用者である息子さんの名義で住宅を建てたいという申請でございます。まわりに及ぼす被害等の影響はないと判断をいたしました。以上です。

議長 白川委員から、現地調査の報告がございました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議 長 議案第5号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第5号第2項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第5号第3項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第5号第3項朗読、説明)

本件につきましては、申請者は酪農業を営んでいて、経営規模拡大に伴い搾乳頭数が増加したことから搾乳機器の洗浄による排水も増えており、新たに排水処理施設が必要となったため、浄化槽の設置を計画するものです。

申請地については、別添「調査書」の27ページから32ページにあるとおりで、366.83平方メートルの転用になります。

立地基準につきましては、「調査書」の27ページにあるとおり、農用区域内農地であり、転用は原則不許可な土地ですが、農業用施設の建設のため農地法第5条第2項のただし書きの例外許可事由にあたると思われまます。

一般基準につきましては、「調査書」の28ページから29ページにあるとおり、資力・信用力については、事業費と同等の融資証明書が金融機関から提出されております。

また、転用することによって付近の農地に被害を及ぼすおそれはないと思われまます。以上です。

議 長 議案第5号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。飯尾委員から調査報告をお願いいたします。

11番 報告いたします。8月3日に現地調査を行いました。転用目的等はさきほど事務局から説明があったとおりで、浄化槽の設置及び通路作業場の確保ということでございます。「調査書」の32ページを見ていただければわかりますとおり、堆肥舎の北側に計画しており左下に拡大図がございますが、このとおりでありまして東側に浄化槽、それに伴いまして通路・作業場が西側に延びております。必要な転用であると判断いたしました。以上です。

議 長 飯尾委員から、現地調査の報告がございました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第5号第3項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第5号第3項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第6号「土地の現況証明願について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第6号第1項朗読、説明）

なお、願出地につきましては、「調査書」の33ページから35ページのとおりであります。利用状況は、雑種地となっております。以上です。

議 長 議案第6号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。石王委員から調査報告をお願いいたします。

8 番 現地確認をしてみました。「調査書」を見ていただければわかりますとおり、北藤ヶ丘の団地の区画整理された土地の一部でございます。現状は雑種地となっておりますので、地目変更等、何ら問題ないと確認をしてみました。以上です。

議 長 石王委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第6号第1項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、議案第6号第1項について、願出のとおり証明することに決定をいたします。続きまして、第6号第2項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第6号第2項朗読、説明）

なお、願出地につきましては、「調査書」の36ページから39ページのとおりであります。利用状況は、宅地となっております。以上です。

議 長 議案第6号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。茂古沼美則委員から調査報告をお願いいたします。

5 番 7月16日に土地の所有者立会いのもと事務局とともに現地を確認をしてみました。今回、年金を受給するにあたっての宅地まわりの整理ということで、必要最低限の面積であると思われれます。以上です。

議 長 茂古沼美則委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第6号第2項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第6号第2項について、願出のとおり証明することに決定をいたします。続きまして、第6号第3項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第3項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の40ページから42ページのとおりであります。利用状況は、山林となっております。以上です。

議 長 議案第6号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。安田委員から調査報告をお願いいたします。

4 番 先日、現地の方を確認してまいりました。一部、家庭菜園のようになっておりますけれども、木が生茂っておりまして現況は山林であると判断いたしました。以上です。

議 長 安田委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第6号第3項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第6号第3項について、願出のとおり証明することに決定をいたします。続きまして、第6号第4項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第4項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の43ページから46ページのとおりであります。利用状況は、宅地となっております。以上です。

議 長 議案第6号第4項の案件につきましては、現地調査が行われています。大西委員から調査報告をお願いいたします。

10番 先ほどの議案第4号の案件と同時に調査してまいりました。住宅とそのまわりに小麦乾燥施設等がありまして、そこについて現状に合わせた地目への願出でございます。この場所は畑からは土盛りされて高くなっておりまして、作業場、農機具の置場としても使われております。願出どおり宅地であると判断いたしました。以上です。

議 長 大西委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第6号第4項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第6号第4項について、願出のとおり証明することに決定をいたします。

次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 議案第7号第1項から第7項までにつきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」におきまして報告させていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

つきましては、第8項からご説明いたしますので、「議案書」19ページをご覧ください。

(議案第7号第8項及び第9項朗読、説明)

なお、第1項から第9項までにつきましては、別添「調査書」47ページから49ページまでのとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第7号第1項から第9項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第7号第1項から第9項について、決定いたします。

次に、議案第8号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第8号第1項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。

本日、午後2時より、農地調整部会が開催されており、議案第8号のあっせんの適格者の選定が行われております。大西部会長から報告をお願いいたします。

10番 第1項、牧地区のAさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた牧地区のBさん(46歳)を選定いたしました。以上です。

議 長 　ただ今、大西部会長からあっせんの適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 　（全員なし）

議 長 　議案第8号第1項について、報告のとおり決定してよろしいですか。

委 員 　（全員異議なし）

議 長 　ご異議なしと認め、議案第8号第1項について、報告のとおり決定いたします。続いて、事務局からあっせん委員の発表をいたします。

事務局長 　（あっせん委員の発表）

議 長 　ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくお願いいたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。

　　以上で議案は全て終了しました。

　　以上をもちまして、令和2年第8回音更町農業委員会総会を終了させていただきます。

　　（閉会　午後4時20分）

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和2年8月24日